

富山県重度心身障害者等医療費助成制度の対象者拡大について

1 趣旨

身体・知的・精神の3障害のうち、身体障害者と知的障害者に対しては県単独の医療費助成制度として「重度心身障害者等医療費助成制度」があるが、65歳未満の重度精神障害者は制度の対象となっていない。

これについて、助成の対象を65歳未満の重度精神障害者にも拡大するもの。

2 事業概要

(1) 概要

市町村が行う重度心身障害者等医療費助成に要した経費のうち、拡充部分に係るものの一部を県が負担するもの。

(2) 拡充の内容

- ・令和2年10月より、65歳未満の重度身体・知的障害者を対象とする医療費助成（入院・通院の自己負担をすべて助成）の対象者を、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級所持者にも拡大する。

(3) 市町村補助の内容

- 対象経費：市町村が助成に関して要した扶助費、助成額の審査・支払手数料及び事務費
- 補助率：1/2

3 周知用ポスター

令和2年10月からの対象者拡大について周知を図るため、別添のとおり、周知用ポスター（実際はA3サイズ）を作成し、市町村、厚生センター、県内医療機関等に配布している。